

## 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2019年度第二回公示分Q & A

### 募集要項説明会（10月3日、4日）での質疑応答分

No.	分類	該当資料	質問	回答
<b>募集要項 第1 事業の目的・概要</b>				
1	提案製品・技術	募集要項 第1-1(1)事業の目的	提案する医療機器のソフトウェア開発は日本の会社ですが、提案企業は別の会社になりたい。ソフトウェア企業は日本のみですが、海外関係は一任すると言われています。その場合はどうしたらよいでしょうか。	原則、提案ビジネスを中心的に将来扱う主体がご応募ください。FAQのNo.17を参照ください。
2	提案製品・技術	募集要項 第1-1(1)事業の目的	弊社は商社であり、取引先企業の製品で海外展開したいと考えている。弊社が製造しているわけではないが、海外展開を担当する弊社が案件化調査に応募することはできるか。製造企業が応募すべきか。	他社製品であっても、それをういたビジネスでの提案は可能です。ただし、提案法人の技術やノウハウがどう活かされるかという点は審査の際に確認します。また、製造元との共同提案が望ましいですが、ビジネスモデル次第となるため、体制はご検討の上、ご応募ください。FAQのNo.17を参照ください。
3	本支援事業対象国	募集要項 第1-2本支援事業対象国	同じグループ会社の2社それぞれが、異なる国で応募する事は可能か。事業の内容は同じ。	当該事業の実施主体となる法人が提案法人となることを想定しているため、同じ事業内容であれば、同じ提案法人がご応募ください。その際は、原則として1か国を選定してください。対象国に関してはFAQのNo.5もご参照ください。
4	本支援事業対象国	募集要項 第1-2本支援事業対象国	対象国へ渡航する際の経由国で、原料調達・市場調査は可能か。（実際にビジネス展開する際、経由国での原料調達・販路拡大は非常に重要。特にアフリカに進出する場合、中東・欧州に近い立地を利用したい。）	対象国の周辺国での調査に関しては、FAQのNo.5をご参照ください。
5	本支援事業対象国	募集要項 第1-2本支援事業対象国	提案する対象国以外の第三国への短期間の渡航調査は可能か。事業内容で、第三国が絡む提案を検討している。	FAQのNo.5をご参照ください。
6	本支援事業対象国	募集要項 第1-2本支援事業対象国	対象となる開発課題は、日本政府の当該国に対する国別援助方針、事業開発計画、およびニーズ調査結果に基づくと理解すればよいか。例えば対象国の国家計画の中で課題として位置づけられている場合は開発課題として考えてもよいか。	ご理解の通りです。
<b>募集要項 第2 選考の流れ</b>				
7	選考の流れ	募集要項 第2選考の流れ	契約締結の日程はいつ頃でしょうか。	募集要項P.4のスケジュールにあるとおり、2月上旬の採択結果通知後、個別の案件の契約交渉に応じて締結日程は異なります。
8	全体スケジュール	募集要項 第2-1全体スケジュール	JICAとの（での）会議、研修、打ち合わせ、報告はどこで行われるか。最寄りのJICAでよいか。	基本的にはJICA（竹橋）ですが、最寄りの国内機関とのテレビ会議接続等は、基本的に可能です。
9	事前登録	募集要項 第2-2事前登録(必須)	事前登録で案件化調査に応募しようと思うが、期日内に例えば基礎調査などに変更は可能でしょうか。	WEB登録システム上で変更は可能ですが、提出する企画書や見積書、ウェブ入力項目が異なるため、スキーム変更後に、再度申請内容をよくご確認ください。
10	事前登録	募集要項 第2-2事前登録(必須)	事前登録をした後、本登録が出来なかった場合はどうなるか。	本登録に至らない場合は、応募は無効となります。
11	事前登録	募集要項 第2-2事前登録(必須)	事前登録の副担当者を代表取締役にする事は可能か。	可能です。
12	信用調査	募集要項 第2-3信用調査	2017年に普及・実証事業に応募した際に信用調査を受けた。その後、継続して同信用調査会社から、財務情報提供を求められる。また信用会社に提供した財務情報が、信用調査会社のデータベースに登録され、データ転用されているように思える。信用調査はJICA事業のために実施されるものと限定した契約か。	信用調査は、事前登録された企業に対し、JICAが委託して行っています。その後の同信用調査会社からの情報提供依頼は、JICA以外の依頼主によるものと思われます。不明な場合は、JICA応募に関連しての調査が信用調査会社にご質問ください。信用調査自体はJICA事業のために調査会社と契約しているものです。調査会社に必要な最新データがない場合に、現地調査がなされます。なお、決算書の公開を希望しない企業の財務情報はデータベースには登録されません。
13	信用調査	募集要項 第2-3信用調査	信用調査は全申請団体に行われるものか。	ご理解の通りです。
14	信用調査	募集要項 第2-3信用調査	信用調査結果が評価要素とのことですが、具体的に審査基準のどの項目に影響するのでしょうか。	各事業の審査基準において、JICA事業を適切に実施する体制があるかを確認する審査項目に影響します。
15	信用調査	募集要項 第2-3信用調査	「信用調査」に関して、弊社は少人数体制で日本本社に社員が不在の時もある。それでも問題ないか。どのような形で信用調査会社から連絡があり、調査が実施されるのか。	信用調査会社から提案法人担当者宛に電話連絡でアポイントを設定した後に、期限内に取材を行う予定です。（10月中旬～11月下旬予定）
<b>募集要項 第3 事業内容・応募について</b>				
16	参加資格要件	募集要項 第3-1参加資格要件	同じ製品で、同時に2か国の提案は可能か。	中小企業支援型であれば、応募不可です。2件ご応募された時点で、いずれの応募も失格となります。SDGsビジネス支援型であれば、同一国かつ同一の内容でなければ、応募は可能です。
17	参加資格要件	募集要項 第3-1参加資格要件	一般社団法人などは応募可能か。	日本の登記法人であれば可能です。ただし、ビジネスでの開発課題の解決を趣旨とした制度であるため、提案法人のビジネス経験や実現可能性は審査の際に確認させていただきます。
18	参加資格要件	募集要項 第3-1参加資格要件	株式を5%ずつ持ち合っている会社の人材を外部人材として起用することは可能か。	実質的支配関係の有無、ともにビジネス展開が促進されるという便益の有無等に基づき、個別に判断します。
19	参加資格要件	募集要項 第3-1参加資格要件	同じ事業内容で異なる2か国での支援事業に応募することは可能か。また、両方採択される可能性はあるか。	中小企業支援型であれば、応募不可です。2件ご応募された時点で、いずれの応募も失格となります。SDGsビジネス支援型であれば、同一国かつ同一の内容でなければ、応募は可能です。同一内容を同時に異なる2か国で実施することの必要性や実現可能性について、企画書でご説明ください。
20	参加資格要件	募集要項 第3-1参加資格要件	中小企業支援型に1件、SDGsビジネス支援型に1件、合計2件の応募は問題ないと理解でよいか。	中小企業支援型の参加資格要件を満たす法人が、中小企業支援型に1件応募し、さらに、同応募とは異なる内容で大企業等との共同企業体を組みSDGsビジネス支援型に1件応募することは可能です。ただし、すべてのJICA業務委託案件において、支障なく専従できることを前提とします。
21	辞退、違約金	募集要項 第3-1(8)業務委託契約書第20条	採択された後、状況の変化等により、業務委託契約を辞退せざるを得なくなった場合、その後の応募に関してペナルティはあるか。	やむを得ない場合は事情を伺った上でご辞退を認めます。なお、不正発覚等の事情による辞退以外は募集要項第3の1(8)で説明する契約競争参加資格停止措置は発生しませんが、契約書共通約款第20条に基づきJICAより違約金を請求する場合があります。
22	他機関との重複応募	募集要項 第3-2(3)他機関との重複応募	募集要項p13に「3:他機関との重複応募」は対象外となる、とあるが、現在、経済産業省の補助金事業での活動を実施中で2020年2月まで活動を行う場合、今回の公示に応募することは可能か（本JICA事業での活動期間と重複することはない）。	他の補助金事業と本JICA事業との重複がないことが明確であれば、応募可能です。

## 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2019年度第二回公示分Q & A

### 募集要項説明会（10月3日、4日）での質疑応答分

No.	分類	該当資料	質問	回答
23	他機関との重複応募	募集要項 第3-2(3)他機関との重複応募	案件化調査中に個別な案件として環境省の二国間クレジット制度の設備補助制度を利用することは可能でしょうか。	事業内容や補助等を受ける期間が客観的に異なることが確認されれば、JICA側として認めることは可能です。 他方、案件化調査中に二国間クレジット制度等に申請することが可能かは同制度のルールもご確認ください。
24	他機関との重複応募	募集要項 第3-2(3)他機関との重複応募	他機関との重複応募についての質問です。同国での同事業に対し他機関から既に補助金を受けている場合であっても、対象期間が重複していない目づ補助金使用目的が異なれば、応募することは可能でしょうか？	ご理解のとおりです。
25	他機関との重複応募	募集要項 第3-2(3)他機関との重複応募	対象外となる提案について、「他機関との重複応募」とは、例えば環境省によるJCM資金支援事業による設備投資補助金との重複は不可となるのか。	募集要項第3 2(3)他機関との重複応募の通り、事業内容等が同じであれば不可です。別事業内容等が実質的に違えばJICAが認める場合は審査の対象となります。
26	他機関との重複応募	募集要項 第3-2(3)他機関との重複応募	他機関との重複応募について他機関団体から受けている補助金等は具体的にどのようなものを記載すれば良いか。	同一の事業に対する公的資金による援助の重複を確認しますので、提案する事業と関連・類似する活動に、公的機関の補助金や支援制度を受けている場合は全て記載ください。
27	他機関との重複応募	募集要項 第3-2(3)他機関との重複応募	「他機関との重複応募」について、同一の渡航中に、期間を延長して、他機関から助成を受けている事業の調査を行うことはできるか。	同一の事業に対し、公的機関の助成と重複して受けることはできません。
28	他機関との重複応募	募集要項 第3-2(3)他機関との重複応募	応募主体ではないが参加協力する予定であるJICAの草の根及び外務省の草の根事業と、民間連携事業との実施期間の重複は、事業実施国が異なれば問題ないか。	実施期間の重複は原則として問題ありません。ただし、すべてのJICA業務委託案件において、支障なく専従できることを前提とします。
29	他機関との重複応募	募集要項 第3-2(3)他機関との重複応募	他機関との重複は、資金提供期間が異なれば、同一内容、同一国でも可能ということか。	実施期間が異なる場合は、調査の内容も異なるとの前提で、可能です。
30	4回目の応募	募集要項 第3-2(4)4回目の応募	一度採択されれば、以前の不採択回数はリセットされるのか。	一度採択されれば、以前の不採択回数はリセットされます。なお、募集要項のP.13に記載の通り、不採択回数は、2018年度第二回の採択結果からカウントします。
31	3か国目の応募	募集要項 第3-2(7)3か国目の応募	募集要項p14(7)の3か国目の応募について、提案法人弊社は、2014年第2回案件化調査、2016年第1回採択で普及実証をA国で行った。今回新たなB国の案件化調査応募だが2018年の第2回の採択案件からカウントされるということは、現時点でリセットとみなされるか。	ご理解の通りです。
32	人員変更の可否	募集要項 第3-3実施体制及び業務従事者に係る諸条件	事業に関わる業務従事者は採択された後でも変更可能か。	やむを得ない事情に限り変更は可能です。詳細条件はFAQのNo.33をご確認ください。なお、業務主任者は原則変更不可です。
33	共同企業体	募集要項 第3-3(1)共同企業体	現地の国立研究法人や本邦大学との共同ですすでに調査を進めているが、今回の事業提案で当該の現地研究法人や国内大学との共同企業体で応募することは可能か。これができない場合、再委託先とする場合は可能か。	現地の国立研究法人は、本邦登記法人でないため、共同企業構成員になることはできません。本邦大学は、中小企業でないため中小企業型の共同企業体構成員になることはできませんが、SDGsビジネス支援型の場合は可能です。 再委託先とする場合は、一律に不可とはされませんが、再委託先選定における競争の公平性の確保（本Q&A No.50参照）や提案製品・技術の海外ビジネス展開により便益を得ないこと等が条件となり、これらは採択後に確認されます。
34	共同企業体	募集要項 第3-3(1)共同企業体	親会社と子会社（代表者が同一）が共同企業体を構成して応募することは可能か。また、子会社が代表法人となることも可能か。	親会社と子会社との共同企業体での応募は、当該両社それぞれが募集要項に記載の参加資格要件に該当することを前提として、可能です。 その場合に子会社が代表法人となることも可能ですが、原則として、提案ビジネスを将来中心的に扱う主体を共同企業体の代表法人としてください。
35	共同企業体	募集要項 第3-3(1)共同企業体	会社代表者が同一である2社が共同企業体を結成して提案することは問題ないか。	問題ありません。
36	共同企業体	募集要項 第3-3(1)共同企業体	提案法人企業（ソリューションを持っている企業）とコンサルタント会社で共同企業体を結成することは可能か。	可能です。 この場合は、コンサルタント企業が将来の提案ビジネスにも参画することが想定されているものと理解します。
37	業務主任者	募集要項 第3-3(2)業務主任者	業務主任者は従業員のみでしょうか？ 外部人材や業務委託者ではなれませんか？	業務主任者は外部人材や業務委託者ではなく、必ず提案法人（共同提案であれば代表法人）の従業員を指定ください。
38	業務主任者、外部人材	募集要項 第3-3(2)業務主任者、第3-3(4)外部人材	外部人材活用の場合、業務主任を外部人材会社が担うことはできるか。もしくは業務主任は提案法人でなければならないか。	業務主任者は提案法人（共同提案であれば代表法人）の従業員のみ適格となります。
39	補強人員	募集要項 第3-3(3)補強人員	医療機器開発を行っている為、現地調査において提携先国立大学病院の医師派遣が必要になる。これは経費計上可能か。	提案ビジネスにおける提携先国立大学病院の医師の方であれば、補強として参画いただくことが可能です。 その場合、提案法人に所属する業務従事者と同様に、人件費は計上できませんが旅費は計上可能です。
40	補強人員	募集要項 第3-3(3)補強人員	現地子会社が主体で当件関わることを想定しているが、契約主体は日本にある本社である必要があるか。もしくはJICAと現地子会社との契約になるのか。	契約主体となる提案法人は、参加資格要件を満たす必要があるため、本邦登記法人でない現地子会社は提案法人（共同企業体の構成員含む）となれません。 参加資格要件を満たす法人（日本の本社等）が提案法人となり、現地子会社の従業員を補強人員として業務従事者に加えることは可能です。補強人員に関しては募集要項P.15をご確認ください。
41	外部人材	募集要項 第3-3(4)外部人材	外部人材を活用する場合は提案法人と外部人材所属先法人とで外部人材業務にかかる契約を締結するのか。	ご理解の通りです。
42	外部人材	募集要項 第3-3(4)外部人材	案件化調査（SDGsビジネス支援型）は、提案法人のみで実施すべきという趣旨の制度か。	ご質問のとおり、案件化調査（SDGsビジネス支援型）は、提案法人のみで実施するスキームです。よって、外部人材人件費は計上できません。

## 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2019年度第二回公示分Q & A

### 募集要項説明会（10月3日、4日）での質疑応答分

No.	分類	該当資料	質問	回答
43	外部人材	募集要項 第3-3(4)外部人材	経理処理体制について、外部人材を活用する場合は、その外部人材所属組織の経理処理体制についても記載する必要があるか。	経理処理は受注者となる提案法人が行なうべき本来業務であり、一方、外部人材は、技術・分野課題・対象国・ビジネス展開、ODA案件管理等にかかる知見を持ち専門性を要する業務且つ提案法人所属人員では対応困難な業務を担当するため、経理処理業務のために外部人材向けの「直接人件費」を計上することは想定されません。ただし、提案法人と外部人材間の契約交渉にて、「その他原価」を活用して外部人材が精算報告書作成を含む経理処理を支援することは自体を禁じているものではありません。したがって、経理処理支援で外部人材を活用する場合は、その外部人材所属組織の経理処理体制について記載する必要はありませんが、提案法人の経理処理体制図の中に、支援する外部人材の役割を追記してください。
44	外部人材	募集要項 第3-3(4)外部人材	今、現地でエージェントを雇っているが、本JICA事業に彼らを組み込んだ場合、人件費をプラスで支払う必要が出てくる可能性がある。そういった場合でも外部人材には該当しないか。	「今、現地でエージェントを雇っている」との記載の契約関係が、文字どおり、雇用契約（質問者様の指揮命令の下、現地エージェントが労務に服することを約し、質問者様がこれに対して報酬を与えることを約束する契約）であれば、業務指示書中の「経理処理（積算）ガイドライン」に記載あります「外部人材適格要件」の②に反しますので、外部人材には該当しません。
45	外部人材	募集要項 第3-3(4)外部人材	外部コンサルタント企業の選定は提案法人で行うのか、テーマごとに別の制約などあるか。	質問に記載ある「外部コンサルタント企業」が「外部人材」を指す場合は、外部人材の選定は提案法人で行っていただけます。選定にあたっては「JICA中小企業・SDGsビジネス支援事業 マッチング相談窓口」の活用もできます。また、テーマごとの制約等はありませんが、外部人材としての要件適合や経験は、企画書審査に際して勘案されるとともに、採択後の契約交渉において確認します。一方、質問に記載ある「外部コンサルタント企業」が「現地再委託」を指す場合は、「中小企業・SDGsビジネス支援事業及び協力準備調査（PPPインフラ事業）契約管理ガイドライン」の別添3である「現地再委託ガイドライン」に基づき、JICAとの業務委託契約締結後に提案法人が選定します。
46	外部人材	募集要項 第3-3(4)外部人材	同一国の同分野の異なる案件（異なる事業者の提案）に外部人材として同じ人員が参画することは可能か。	可能です。ただし、契約締結に至ったすべての案件において、支障なく従事でき、かつ活動日が重複しないことを条件とします。
47	外部人材	募集要項 第3-3(4)外部人材	募集要項説明会資料の「見積金額内訳書作成時の留意事項」に「受注業務に必要な「Ⅱ.直接経費」を優先計上ください」とあるが、外部人材人件費が全体予算の何割までという目安はあるか。	割合の目安があるものではありません。他方、費目が極端に偏っている提案は、その必要性や適正性も含めて審査されます。
48	外部人材	募集要項 第3-3(4)外部人材	第三国在住の外国人材の活用を考えている。その外国人材は提案法人との資本関係はなく、また提案製品における開発と利益をもたらすことも想定されない。この場合、外部人材として可か。あるいは補強人材とすべきか。	業務指示書中の「経理処理（積算）ガイドライン」に記載あります「外部人材適格要件」に合致するのではあれば、外部人材の国籍は問いません。なお、外部人材の直接人件費単価は、日本国内の技術者人件費を参考に上限単価を「経理処理（積算）ガイドライン」に示しておりますので、無条件に当該上限単価をそのまま適用するのではなく、人件費相場を確認の上で、提案法人が外部人材候補者と契約交渉し単価を設定してください。単価の妥当性は審査及び契約交渉にて確認します。
49	外部人材	募集要項 第3-3(4)外部人材	外部人材として想定している会社の所属人員とその会社の現地法人の所属人員との両方を外部人材として起用することは可能か。その場合、外部人材契約は、この両者のそれぞれと締結する必要があるか。	可能です。外部人材契約は、「子会社」である前提からこの両者が別法人である以上、それぞれと締結する要があります。なお、現地法人に雇用される現地在住者の場合、人件費単価の適正性は確認します。
50	外部人材	募集要項 第3-3(4)外部人材	外部人材が事業に不可欠だが、環境教育コミュニティ開発専門家（個人事業主）を入れることは可能か。	当該業務が提案法人所属人材では困難と想定される場合は、可能です。個人事業主であっても可です。
51	外部人材	募集要項 第3-3(4)外部人材	外部人材として認められない例について、以下について該当、非該当の是非を教えてください。①JICAの案件終了後、当該案件に関わるビジネスを展開していく上で商いが生じる可能性のある相手②当該案件を進めていく上で、サンプルの提供を受ける可能性のある相手	①ビジネスパートナーとなることが現時点で確定していない場合は、外部人材となれません。商いが生じる「可能性」の程度は個別に確認します。 ②無償でサンプル提供を受けるのみであれば可能ですが、無償提供の目的が、ご提案事業のビジネス展開により便益を得ることであれば、外部人材にはなれません。
52	外部人材	募集要項 第3-3(4)外部人材	提案法人の株主である個人は、外部人材となりえるか。	株を所有すること自体のみで外部人材となれないということはありません。ただし、所有株数等により実質的な支配関係を有する場合は「外部人材適格要件」に抵触するところ、事実関係を契約交渉にて確認します。
53	外部人材、現地再委託	募集要項 第3-3(4)外部人材、第4-3現地再委託	現地人を外部人材として起用することは可能か。また、現地再委託との違いを教えてください。	業務指示書中の「経理処理（積算）ガイドライン」に記載あります「外部人材適格要件」に合致するのではあれば、現地在住者も外部人材となり得ます。なお、外部人材の直接人件費単価は、日本国内の技術者人件費を参考に上限単価を「経理処理（積算）ガイドライン」に示しておりますので、無条件に当該上限単価をそのまま適用するのではなく、人件費相場を確認の上で、提案法人が外部人材候補者と契約交渉し単価を設定してください。単価の妥当性は審査及び契約交渉にて確認します。現地再委託との違いは、FAQのNo.37を参照ください。
54	事業期間	募集要項 第3-4事業期間、事業経費、採択予定件数	持株会社制移行のために設立された法人であり、設立後公示日までに1年以上経過していない法人は参加可能か。	公示日までに設立1年を経過していない法人は参加不可となります。ただし、設立後1年以上経過している関連親会社が提案法人となり、当該子会社に雇用されている個人を「補強」人員として、本事業の業務従事者として参画させることは可能です。補強人員については募集要項P.15の該当項目をご参照ください。
55	採択予定件数	募集要項 第3-4事業期間、事業経費、採択予定件数	中小企業の案件化調査の採択予定件数は33件、SDGsビジネス支援型でも15件という枠に対し、中堅企業の採択予定件数が3件とかなり少ないのはなぜか。	2017年度第二回から中小企業支援型への中堅企業の応募を可能としましたが、中小企業に比して規模の大きい中堅企業を大多数採択する趣旨ではない点、また、過去の実績から、目安として最大3件としております。
56	応募勸奨分野	募集要項 第3-5応募勸奨分野・特別枠等	応募勸奨分野に直接関係のない分野(当然、日本の技術でSDGsに関する分野が前提)での応募でも可能か。あくまで、「勸奨」分野と言う理解でよいか。	ご理解の通りです。
57	応募勸奨分野	募集要項 第3-5応募勸奨分野・特別枠等	募集要項15-16ページにスキーム別採択予定件数が掲載されています。一方、16-18ページの応募勸奨分野が掲載されていますので、応募勸奨分野に該当しない案件は採択される可能性は低いと理解しましたが、採択予定件数に占める応募勸奨分野に該当する案件採択数の割合想定は何割程度を見込んでいるのでしょうか。	応募勸奨分野は、あくまで重点分野として応募を「勸奨」しているものであり、採択数を設定しているものではありません。

## 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2019年度第二回公示分Q & A

### 募集要項説明会（10月3日、4日）での質疑応答分

No.	分類	該当資料	質問	回答
58	持続可能な未来実現のための「教育×イノベーション」イニシアチブに資する提案	募集要項 第3-5(1)④ 持続可能な未来実現のための「教育×イノベーション」イニシアチブに資する提案	応募分野「持続可能な未来実現のための「教育×イノベーション」イニシアチブに資する提案」の具体的事例を知りたい。ICT関連ということか。	募集要項P.17に記載のリンク先をご確認ください。ICTに限らず伝統的なものでも、新しい手法は対象となります。
59	インフラ整備技術推進特別枠	募集要項 第3-5(2)① インフラ整備技術推進特別枠	インフラ整備技術推進枠に応募する場合、事業後の維持管理に対するC/Pの予算確保状況を記載することになっているが、通常、応募書類ではどの程度、詳細な情報が記載されているか。予算額や年数が記載されている例が多いのか。	現段階で承知の範囲をご記載ください。把握の程度を含め審査で確認します。
60	インフラ整備技術推進特別枠	募集要項 第3-5(2)① インフラ整備技術推進特別枠	インフラ整備技術推進枠に応募する際、事業実施後の設備の維持管理が適切に実施されることをどのように担保しているのか。たとえばM/Mに記載している例などあるか。	インフラ整備技術推進枠に限らず、資機材を購入する場合、調達した資機材を譲与する相手国政府機関、提案法人、JICA（在外事務所）の三者間にて、資機材の取扱（維持管理の責任）について合意するため、協議議事録を取り交わします。
61	地域産業集積海外展開推進枠	募集要項 第3-5(2)② 地域産業集積海外展開推進枠	普及・実証・ビジネス化事業の中小企業支援型経費上限に記載がある「地域産業集積」とは、具体的にどのようなものか。	募集要項のP.18地域産業集積海外展開推進枠をご確認ください。
62	アフリカ課題提示型募集	募集要項 第3-5(2)③ アフリカ課題提示型募集	アフリカ地域課題提示型用の課題一覧について、現時点でJICA ホームページに掲載されているものから変更はないか。	一部文言の変更はありますが、本質的な内容は変わっていません。
63	アフリカ課題提示型募集	募集要項 第3-5(2)③ アフリカ課題提示型募集	募集要項18ページの③アフリカ課題提示型募集の説明文の中に、「・・・当該課題に対応した提案については、特に積極的な応募を奨励します。」と書かれています。別添資料5もアフリカの課題をハイライトしたものですので、採択予定案件全体に占めるアフリカ対象案件が多く占めることが期待されている印象を受けますが、如何でしょうか。	採択数が割り当てられているわけではなく、応募を奨励しているものです。なお、2019年度第一回の公示では、採択案件の2割強がアフリカ課題提示型に該当しています。
64	アフリカ課題提示型募集、途上国発イノベーション	募集要項 第3-5(2)③ アフリカ課題提示型募集 ④途上国発イノベーション	アフリカ課題提示型と途上国イノベーションの両立は可能か。また、途上国イノベーションか否かはどこで判断するのか。	可能です。該当する場合は、両方の該当欄にチェックを入力ください。途上国発イノベーションは募集要項P.18-19をご確認の上、ご自身で判断ください。なお、JICAが合致しないと判断した場合でも、その点のみをもって不採択となることはありません。
65	途上国発イノベーション	募集要項 第3-5(2)④ 途上国発イノベーション	調査・事業概要の入力について、「途上国発イノベーション」の該当するかどうか、どの記載事項で確認すればよいか。	募集要項のP.18-19に条件を記載していますのでご確認ください。
66	途上国発イノベーション	募集要項 第3-5(2)④ 途上国発イノベーション	A国で案件化調査の途上国発イノベーションとして応募予定。その後、同国Aで、普及・実証・ビジネス化事業へ進みたいが、可能か。（製品は、既に海外で導入実証済みで、値段、機能ともジャッジされているが、一部新たなシステムなど入れ込む点で途上国発イノベーションに該当する企画になっている。）	普及・実証・ビジネス化事業の審査に際しては販売実績が問われることとなります。販売実績が生じた際には改めて普及・実証・ビジネス化に応募いただけます。
67	途上国発イノベーション	募集要項 第3-5(2)④ 途上国発イノベーション	案件化調査への応募の場合、部分的生産経験はあるが、新たなモデルとして実証、生産等の経験が無い企画を応募する事は可能か。	中小企業支援型であれば、販売実績が必要となります。但し、「途上国発イノベーション」に該当する場合は応募可能です。詳細は募集要項のP.18-19をご確認ください。
68	財務諸表	募集要項 第3-6応募書類	財務諸表は、ホームページで公開されているものを印刷して提出してもよいでしょうか。	電子データでの提出になるためPDFファイルにて提出ください。
69	コンプライアンス（法令遵守）・経理処理体制	募集要項 第3-6応募書類	コンプライアンス体制等の制定時期は審査に影響するか。	制定後からの期間が極端に短い場合は審査に影響します。
募集要項 第4 経費見積・支払				
70	現地再委託	募集要項 第4-3現地再委託	現地パートナーとして想定している現地企業を再委託先候補とすることは可能か。（見積競争の上、最適な価格を提示した場合は契約を行う想定である）	現地再委託として選定する際、想定する現地パートナーのみに情報が事前共有されている場合は、公平性を欠くため不可となります。現時点で提案事業に関する情報共有が無く、事前の有する情報量において他の候補となる選定先候補と差異が無い場合は、可能です。
71	現地再委託	募集要項 第4-3現地再委託	案件化調査（SDGsビジネス支援型）において、現地再委託費は現地外部人材（コンサルタントなど）を雇う経費に使えるか。	案件化調査（SDGsビジネス支援型）では、外部人材人件費は計上できません。したがって、外部人材活用の代替としての「現地再委託費」計上はできません。ただし、「中小企業・SDGsビジネス支援事業及び協力準備調査（PPPインフラ事業）契約管理ガイドライン」の別添3である「現地再委託ガイドライン」に基づき、受注者が現地において業務の一部をローカルコンサルタント等に再委託することは提案可能です。なお、「現地再委託ガイドライン」はJICAウェブサイトで公開されています。
72	現地再委託	募集要項 第4-3現地再委託	案件化調査（SDGsビジネス支援型）において、現地再委託費は現地外部人材（コンサルタントなど）を雇う経費に使えるか。	案件化調査（SDGsビジネス支援型）では、外部人材人件費は計上できません。したがって、外部人材活用の代替としての「現地再委託費」計上はできません。ただし、「中小企業・SDGsビジネス支援事業及び協力準備調査（PPPインフラ事業）契約管理ガイドライン」の別添3である「現地再委託ガイドライン」に基づき、受注者が現地において業務の一部をローカルコンサルタント等に再委託することは提案可能です。なお、「現地再委託ガイドライン」はJICAウェブサイトで公開されています。
73	現地再委託	募集要項 第4-3現地再委託	農業分野で案件化調査に応募する場合、実証圃場のレンタル代、機材レンタル代、圃場で作業管理を行う人件費を一括で現地再委託費として計上することは可能か。	一括することが業務遂行上効率的・合理的である場合は可能ですが、過度の一括化は競争による再委託性選定の妨げとなる恐れもあるため、妥当性を契約交渉にて確認することとなります。なお、案件化調査に係る業務の大部分あるいは中心的部分を再委託とすることは、想定されません。
74	現地再委託	募集要項 第4-3現地再委託	案件化調査（SDGsビジネス支援型）について、自社で調査実施が困難のために、調査会社と調査を行う。これにかかる費用は「現地再委託費」に分類してよいか。	案件化調査（SDGsビジネス支援型）では、外部人材人件費は計上できません。したがって、外部人材活用の代替としての「現地再委託費」計上はできません。ただし、「中小企業・SDGsビジネス支援事業及び協力準備調査（PPPインフラ事業）契約管理ガイドライン」の別添3である「現地再委託ガイドライン」に基づき、受注者が現地において業務の一部をローカルコンサルタント等に再委託することは提案可能です。なお、「現地再委託ガイドライン」はJICAウェブサイトで公開されています。
75	現地工事前請負	募集要項 第4-4現地工事前請負	現地工事等について、特定企業へ随意の下請負契約が認められるのは、どのようなケースか。	競争性・公平性・透明性の観点から、競争に抛らず特定の者との随意契約（特命随意契約を締結すること）は、真にやむを得ない場合（当該業務に必要な技術が同者にしかないことが明らかで、同者と契約しないと目的を達することができない場合等）に限り可能です。

## 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2019年度第二回公示分Q & A

### 募集要項説明会（10月3日、4日）での質疑応答分

No.	分類	該当資料	質問	回答
募集要項 第5 採択後の流れ及び実施中の留意事項				
76	契約交渉	募集要項 第5 採択後の流れ及び実施中の留意事項 2 契約交渉	JICAとの業務委託契約のときに行われる「契約内容についての交渉」の交渉内容は、具体的にどのようなものか。	募集要項のP.23及び別添資料7のP.2「契約交渉」をご確認ください。
別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン				
77	航空賃	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 4(3)2) -2①航空賃	航空機代など、個人のカードでの支払いは可能か。	可能です。精算の際は、支払事実を示す証拠として、引き落とし記録（当該箇所以外の黒塗りにて可）等を提出いただくこととなります。また、カードの名義が業務従事者と一致している必要があります。
78	航空賃	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 4(3)2) -2①航空賃	正規割引運賃とはどういう意味か。	航空会社が直接割引料金を設定している、いわゆるPEX運賃です。利用を想定する航空会社でご確認ください。
79	航空賃	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2) -2旅費	渡航する日が不確定の中で、航空賃の見積金額を計上しても、実渡航日によって金額が変わる可能性がある。どの時点での見積もりを取れば良いか、また、金額変更が生じた場合の対応を教えてください。	現段階で計画する日程での見積金額にて計上ください。精算の際は、契約金額上限額の範囲内で、実際の支払額（領収書の金額）にあたる金額が精算対象額の上限となります。
80	セミナー・広報費	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-3⑤セミナー・広報費	対象国でセミナーを開催する場合、遠方から参加する相手国実施機関の交通費（航空券代等）は積算計上可能か。可能の場合「現地交通費」、「セミナー・広報費」のどちらで計上すべきか。	相手国実施期間参加者の交通費は、計上できません。現地セミナーにかかる経費としては会場費のみが計上可能です。
81	セミナー・広報費	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-3⑤セミナー・広報費	セミナー・広報費として、講師に支払う謝金や参加者の交通費は計上可能か。	セミナー講師謝金としての計上はできません。一方、現地備人業務としての講師業務の設定およびその人件費の計上は可能です。この場合は、講師の専門性や支出計画の経済性等を契約交渉の際に確認し、適否を判断します。参加者の交通費計上はできません。＜本Q&A No.79参照＞
82	セミナー・広報費	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-3⑤セミナー・広報費	現地の公用語に英語が含まれる場合、サービスの英語のマニュアルサイトやパンフレットなどの製作費用（日本で外注作成）は経費として認められるか。	本JICA事業のみに使用する目的のものであれば、セミナー・広報費への計上が可能です。ただし、内容が一般的であり、自社のビジネスにも流用が可能な内容であるものは認められない可能性もあります。採択後に個別に確認させていただきます。
83	その他原価、一般管理費等	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 4(3)1)-2その他原価、1)-3一般管理費等	その他原価、一般管理費の経費率の大小は、審査対象か。	審査対象とはなりません。
84	ソフトウェアのカスタマイズ費用	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2) -1 ①-2 機材製造・購入費における利益控除	ソフトウェアの現地語カスタマイズの経費は、あくまでJICAとの業務委託契約締結後に実施を開始した分のみが計上／精算対象となるか。	ご理解の通りです。
85	ソフトウェアのカスタマイズ費用	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2) -1 ①-2 機材製造・購入費における利益控除	既存のソフトウェアを提案事業において現地語にカスタマイズし、その商品を本事業終了後に現地で販売するビジネスを構想している。この場合、上記の現地語カスタマイズの経費は計上可能か。	可能です。計上金額の算出方法については、業務指示書中の「経理処理（積算）ガイドライン」P.17「①-2 機材製造・購入費における利益控除 a-2)損益計算書（P/L）を用いた利益控除方式（ソフトウェア）」を参照ください。
86	ソフトウェアのカスタマイズ費用	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2) -1 ①-2 機材製造・購入費における利益控除	必要なソフトウェアの開発を委託することは可能か。そのアウトプットの著作権、所有権はJICAに帰属すると考えたらよいか。	本事業においてカスタマイズの枠を越えた新製品開発は想定していません。よって、委託／自社開発を問わず、製品開発経費が本事業の契約金額に計上されることはありません。そのため、所有権帰属先については、前提が成立せず、議論の対象となりません。
87	輸送費	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 4(3)2) -1 ② 輸送費・保険料・通関手数料	案件化調査で製品を輸出入する際、通関手続き等に商社を活用することは可能か。可能な場合、見積りにおいては、外部人材として人件費に計上すべきか、あるいは直接経費の輸送費か。	国際輸送における通関手続き等を専門の業者に委託することは一般的であり、その委託先が商社であったとしても問題はありません。その場合の経費は輸送費となります。
88	輸送費	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 4(3)2) -1② 輸送費・保険料・通関手数料	輸送手段は海上輸送を原則とするとのことだが、航空輸送での出荷が必要だと認めるのは誰か。	合理性を契約交渉において確認の上、JICAが判断します。
89	予算	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン	普及・実証・ビジネス化事業のSDGsビジネス支援型について、予算一案件3年5000万とは、最大1.5億円ではなく、5000万円を3年かけて使うという意味か。	ご理解の通り、上限5,000万円まで計上可能です。実施期間は原則3年間以内で設定可能となります。
90	旅費	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2) -2旅費	旅費のうち、日当や航空機の搭乗クラスの区分けについて、説明してほしい。	日当は、地域や格付による差異はありません。搭乗クラスは、搭乗時間と経験年数によって差異があります。業務指示書中の「経理処理（積算）ガイドライン」P.21-22をご確認ください。
91	一般管理費等	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 4(3)1)-3一般管理費等	大学に所属する人員を外部人材としたい場合「外部人材が所属する団体等の種別」は何になるか。	業務指示書中の「経理処理（積算）ガイドライン」P.13に記載の通り、種別Bとなります。なお、同箇所に記載ありとあり、提案法人には、当該人員の人件費に係る適切な経費率について説明を求めます。
92	機材製造原価の算定および確認	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 4(3)2)-1①機材製造・購入費等	普及・実証・ビジネス化事業の自社機材の原価算定方式について、基本技術は共通ながら現実の販売機材は多様な仕様による一件ごとの注文生産であるため「販売実績平均価格」の設定が困難です。この場合、損益計算書による算定ではなく積み上げ方式による算定として可か。	機材製造原価の算定および確認は一般的に多大な作業を伴うため、これを簡略化する方策として損益計算書による算定方法を設定しています。一方、この算定が困難あるいは不適の場合は、業務指示書中の「経理処理（積算）ガイドライン」に記載ありとあり、積み上げ方式による算定も可です。

## 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2019年度第二回公示分Q & A

### 募集要項説明会（10月3日、4日）での質疑応答分

No.	分類	該当資料	質問	回答
93	機材費中の現地工事費	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 別紙：「基礎調査における経費積算方法」	普及・実証・ビジネス化事業において現地工事を実施する場合、現地企業への委託／請負ではなく、提案法人が直営で実施することは可能か。可能である場合、どの費目への計上が適切か。	可能です。 機材費中の現地工事費として、必要あらば『別紙』も活用して記載ください。
94	業務量の考え方	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 4(3)1)-1②業務量の考え方	『経理処理（積算）ガイドライン』p.12の、直接人件費に関する【JICA単価の考え方】に記載の「国内業務人月が現地業務人月を上回る場合は、その他原価率と一般管理費等率よりも低率かつ合理性のある率」を設定する際の根拠となる資料等の提出は必要か。或いは、提案法人と外部人材との間で率についての合意（契約書等）があれば、設定根拠となる資料の提出は不要か。	必要です。採択後に、合理性を確認できる資料を提出いただき、JICAにて確認します。
95	業務量の考え方	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 4(3)1)-1②業務量の考え方	人件費 その他原価、一般管理費等比率について経費率を上限以下で任意に決められるということであるが、決めた根拠資料を提示する必要があるか。	根拠資料提示の必要性はありません。（ただし、本Q&A No.93の通り、国内業務人月が現地業務人月を上回る場合は、設定根拠を提示いただけます。）
96	経理処理（積算）ガイドラインの変更箇所	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 13～14頁「1）-3 一般管理費等」、18頁「利益控除方式（ソフトウェア）算定式」、31頁「2）-4 本邦受入活動費」、33頁「基礎調査における経費積算方法」	『経理処理（積算）ガイドライン』の前回公示版からの変更箇所を教えてください。	前回公示版からの主な変更箇所は、①13～14頁「1）-3 一般管理費等」の記載を明確にした点、②18頁「利益控除方式（ソフトウェア）算定式」を受託業務で複数ライセンスを使用する場合を踏まえて改定した点、③31頁「2）-4 本邦受入活動費」の記載を明確にした点、④前回公示の募集要項に記載あった「基礎調査における経費積算方法」が33頁の別紙としてガイドラインに追記された点です。業務指示書中の「経理処理（積算）ガイドライン」は公示時の募集要項別添版が案件終了まで適用されます。そのため、今回公示への応募においては2019年10月版の同ガイドラインの記載内容を御確認のうえで、これに則り経費を計上ください。
97	現地備人費	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-3②現地備人費	契約書の業務従事者名簿に記載した業務従事者以外について、日当や旅費は、必要が生じれば計上できるか。	業務従事者以外にかかる日当や宿泊費は、精算対象となりません。 ただし、現地備人の対象国内出張等にかかる旅費は、計上／精算が可能です。 なお、業務従事者の変更や追加は、その必要性の確認を前提として、必要な手続きのうえで可能です。
98	現地備人費	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-3②現地備人費	現地備人である通訳にかかる渡航費、宿泊費、食費などの経費計上可能か。	現地政府等の支給水準を確認の上で、日当・宿泊料として計上は可能です。日当には昼食代相当、宿泊料には夕食代・朝食代が含まれますので、食費の別途支給は想定していません。現地活動費のうちの国内交通費等適切な小区分に計上ください。なお、日本から通訳を連れていくことは想定していませんので、現地備人向けの交通費は業務対象国内の移動に限ります。
99	現地備人費	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-3②現地備人費	現地での事業運営にあたり、現地従業員を数名雇用して常駐させる必要がある。この現地従業員雇用経費を見積金額中に計上することは可能か。	提案法人の現地事務所等にて通常業務に従事する現地社員等であれば不可です。一方、提案事業専従の要員であれば、必要な期間、現地備人として契約することによりその人件費を計上可能です。ただし、業務従事者不在期間の業務内容や労務管理の方法は、採択後の契約交渉にて確認します。
100	現地備人費	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-3②現地備人費	3. 現地活動費 2) 現地備人費の各国別の基準はあるか。	ありません。 現地備人費は職種により、難易度により、また、国や地域により異なるため、個別に契約交渉で確認します。
101	国内分析機関の分析費用	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4費目の定義と留意事項	現地事業可能性調査で、現地産品を国内に持ち込み、国内分析機関に分析を依頼する費用は計上可能か。	日本でしか実施できない等、必要性が確認できる場合は可能です。
102	専任の技術者	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 4(3)1)-4外部人材にあつたの留意事項	コンサルティング企業の専任技術者とは、契約社員でも良いか。雇用関係をどのように確認するのか教えてください。提出が必要なものがあるか。	「契約社員」もその契約形態や業務内容は一律ではないため、契約内容及び実態を確認の上、業務指示書中の「経理処理（積算）ガイドライン」に記載ある専任技術者条件への適合を個別に判断することとなります。そのため、この判断に必要な資料を採択後に提示いただくことが想定されます。
103	第三国受入	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-4 本邦受入活動費	『経理処理（積算）ガイドライン』には、本邦受入の目的として「提案法人の製品・サービス」等が日本の場において実際に活用されている状況を相手国政府関係機関の職員等に説明することと記載があるが、法制度や政策についての能力強化を目的とする研修を日本あるいは第三国で行う場合、この費用は本邦受入活動とは別に現地活動費として認められるか。	本事業は基本的に調査を行うものであり、相手国政府関係機関職員等の能力強化そのものを目的とする研修であれば不可です。 第三国での実施については、「FAQ（よくあるご質問と回答）」のNo.97「第三国受入」も併せてご確認ください。
104	直接人件費	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 4(3)1)-1直接人件費	普及・実証・ビジネス化事業の自社製品の利益控除について、製造工程の人件費は原価に含んでよいか。その人件費の計算基準は自社で決めてよいか。	製造工程の人件費は原価に含めて可です。その際の人件費の計算基準は、提案法人において定められている単価および計算方法を提示いただき、契約交渉にて確認します。
105	特許取得	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4費目の定義と留意事項	基礎調査において、対象国での特許取得にかかる特許料、登録料等は計上可能か。	対象外です。
106	保険料	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン 4(3)2)-1② 輸送費・保険料・通関手数料	保険費用は見積金額中に項目として計上可能か。	輸送にかかる保険費用は計上可能です。それ以外の旅行保険等は計上できません。
107	本邦受入活動	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-4 本邦受入活動費	本邦受入活動は、案件化調査時と、普及・実証・ビジネス化事業時で、研修目的等の違いはどうかあるのでしょうか。	事業の検討ステージが異なるために内容が違ふことはあり得ますが、どちらも事業の促進を目的に実施するという点は同じです。
108	本邦受入活動費	別添資料2 経理処理（積算）ガイドライン4(3)2)-4本邦受入活動費	本邦受入活動を計画する場合、受入対象者の国内移動の旅費、交通費などの費目で計上するのか。	経理処理ガイドラインP.31に記載の通り、本邦受入活動業務費（75,500円/日×本邦受入日数）に、国内移動の旅費・交通費も含まれます。 その他の費目での計上はできません。

## 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2019年度第二回公示分Q & A

### 募集要項説明会（10月3日、4日）での質疑応答分

No.	分類	該当資料	質問	回答
<b>別添資料3 業務委託契約書</b>				
109	成果品及び資料等の取扱い	別添資料3 業務委託契約書 第25条成果品及び資料等の取扱い	調査終了後に提出する報告書の著作権は、何処に帰属するのか。又、公表された報告書から文章を引用する場合は、出典を適切に記載すれば、それでよいのか。	JICAに成果品として提出する報告書の著作権はJICAに帰属します。出典に関してはご理解の通りです。詳細は、別添資料3の業務委託契約書の第25条を参照ください。
110	秘密の保持	別添資料3 業務委託契約書 第26条 秘密の保持	弊社、医療用ロボットの開発を産学官連携で行っており、特許・知財がかかわってくる。本プロジェクトに参加の場合、弊社とJICAの間（また当該国政府関係機関）と秘密保持契約を結べるか。	前提として、一定の販売実績を審査する点を踏まえ、ご応募ください。その上で、JICAとの秘密保持契約は要相談となります。また、先方政府機関との締結に関しては、JICAが妨げるものではありませんが、ハードルが高いと考えられます。
111	概算払	別添資料3 業務委託契約書（案）第7条（概算払）、業務委託契約約款 第18条（概算払）	概算払は精算報告書の金額の何割程度まで仮支払（概算払）するのか。	業務指示書中の「業務委託契約書（案）」第7条（概算払）に記載のとおり、「精算報告書に記載を予定する精算金額と契約金額のいずれか低い額の10分の9以内の額」が上限となります。（前払や部分払がある場合は、これらとの合算額としての上限。）2018年度までは「契約金額の10分の9以内の額」としていましたが、概算払後の精算確定の結果、JICAが受注者に対して過払となり、受注者から過払分をJICAに戻入する案件が散見されたことを受け、過払防止の観点で、2019年度に上述の条文となりました。
112	前払金	別添資料3 業務委託契約書(サンプル) 業務委託契約約款 第16条 (前払金)	前払時の金融機関の保証について、どのような保証が必要なのか詳細を教えてください。	前金払の請求を行う場合、保証事業会社又は金融機関から、同金額に係る保証が必要です。詳細は、以下の「コンサルタント等契約の前金払に係る保証書について」をご参照ください。 <a href="https://www.jica.go.jp/announce/information/20131212.html">https://www.jica.go.jp/announce/information/20131212.html</a> あわせて <b>＜本Q&amp;A No.114＞</b> も参照ください。
113	前払金	別添資料3 業務委託契約書(サンプル) 業務委託契約約款 第16条 (前払金)	前払、部分払は金融機関の保証が必要とのことだが、金融機関に求められる保証料は経費対象になるか。	対象外です。
114	前払金	別添資料3 業務委託契約書(サンプル) 業務委託契約約款 第16条 (前払金)	前払を最大40%受ける際に、金融機関または保証事業会社が発行する保証書が必要とある。保証内容は、残り60%を金融機関等が融資する内容の保証書か。	具体的な保証書の内容はJICAとの業務委託契約書の写しを示して、前払保証を受ける金融機関に確認ください。なお、保証期間は履行期間全体になります。
115	部分払	別添資料3 業務委託契約書(サンプル) 業務委託契約約款 第17条 (部分払)	部分払について、中間成果品を付した業務部分完了届を提出したのち、成果品承認までの要する期間と承認後に部分払請求書を提出してから支払がなされるまでの期間とは、それぞれどれ位か。	業務委託契約約款に記載あるとおり、中間成果品提出日の翌日から起算して10営業日以内に成果品検査結果の通知書を発行します。また、請求書を受領した日から30日以内にお支払いします。
<b>別添資料7 採択後の流れ及び実施中の留意事項</b>				
116	契約金額	別添資料7 採択後の流れ及び実施中の留意事項 2契約交渉	事業経費金額について、上限があるが、採択後に支払い金額がわかるのか。もしくは見積り通りの金額なのか。	提出された見積りに基づき契約交渉にて内容を確認し、合意した金額で契約金額を確定します。（ただし、応募時の提案金額が上限となります。）また、最終的な支払金額は、履行終了後に提出いただく精算報告書を確認の上で、確定します。
117	契約変更	別添資料7 採択後の流れ及び実施中の留意事項 2契約交渉	同じ対象国内でも、各回の調査で訪問する州が異なることがあり、また、調査状況次第で訪問地が変わる場合がある。この変更訪問地への最適ルートを選ぶ際、金額、時間短縮などの理由で、飛行機会社、日本からの国際便ルート、出発地点を変更することは可能か。	原則は、契約通りの経路での渡航となりますが、変更の必要性や変更後航空賃等の妥当性が確認できる場合は、手続きを経た上で、変更が可能です。
118	契約金額	別添資料7 採択後の流れ及び実施中の留意事項 2契約交渉	機材や工事費の見積もりは、実際は現地通貨(ないしはUS\$)を円貨に換算して提案書を提出するが、本事業実施時に、為替変動やVATの変更により、想定していたコストを大幅に上回る場合は、どのような対処方法が考えられるか。金額変更の交渉は可能か。	契約金額内で対応ください。 為替の変動等により、計画通りの活動が難しくなった場合、必要性および妥当性の確認を前提として、必要な手続きの上で活動内容を変更することはあります。
119	契約金額	別添資料7 採択後の流れ及び実施中の留意事項 2契約交渉	見積り提出時には環境カテゴリA/Bに分類されることを想定しておらず、採択後にJICAにより環境カテゴリA/Bに分類された場合、環境社会配慮の手続きにかかる経費は当初見積金額を上限とした中でやりくりする必要があるか。	契約金額は、提案時の見積金額が上限となります。環境カテゴリAもしくはBに分類された場合でも、そのことによる上限金額の変更はなく、当初の提案金額を超えない範囲でご対応いただくこととなります。
120	専用口座	別添資料7 採択後の流れ及び実施中の留意事項	専用口座開設が必要とのことですが、共同提案の場合はどのようになりますでしょうか。	お奨めはいたしておりますが必須とはいたしておりません。詳しくはFAQのNo.55をご参照ください。
121	本事業中に生じた売上の取扱い	別添資料7 採択後の流れ及び実施中の留意事項 5 本事業中に生じた売上の取扱い	事業を通して利益が出た場合、それは受け取ってよいのか。事業を通して生産した製品は売ってよいのか。	別添資料6『採択後の流れ及び実施中の留意事項』「5本事業中に生じた売上の取扱い」を確認ください。 なお、同箇所に記載ある「相手国実施機関に帰属」の場合も、相手国実施機関が当該事業にかかる経費に当該売り上げを充当することを想定します。
<b>別添様式 様式2 企画書</b>				
122	企画書	別添様式 様式2企画書	案件化調査の企画書フォーマットや審査基準表で、前回から変更点あるか。	若干の文言変更はありますが、大きな構成変更はありません。
123	企画書	別添様式 様式2企画書	応募にあたっての企画書作成などの支援はありますか	JICAが個別の企画書作成を支援することはありません。
124	企画書、見積金額内訳書・見積金額内明細書、記載例	別添様式 様式2企画書、様式3見積金額内訳書・見積金額内明細書、記載例	提出する別添様式の様式1企画書と様式3見積金額内訳書・見積金額内明細書、記載例は、前回（2019年度第一回）公示時と変更点ありますか。	一部変更がなされていますので、最新版のフォーマットを必ずダウンロードの上、ご提出ください。
125	企画書、見積金額内訳書・見積金額内明細書、記載例	別添様式 様式2企画書、様式3見積金額内訳書・見積金額内明細書、記載例	採択に係る審査に関して企画書のほかに見積書の内容も評価の対象になるか。	提案内容を実施するに際して適切な投入の内容となっているか等も含めて審査の対象となります。
126	既存ODA事業との具体的な連携可能性または新規ODA案件の計画	別添様式 様式2企画書(2)既存ODA事業との具体的な連携可能性または新規ODA案件の計画	案件化調査（中小企業支援型）企画書の「2.対象国の開発課題への貢献」の「(2)既存ODA事業との具体的な連携可能性または新規ODA案件の計画」で、どちらかを選択することが想定されているようだが、既存事業と連携し、かつ普及・実証・ビジネス化事業での新規案件化を考えている場合は、どのように記述したらよいか。	既存案件と新規案件の二者択一ではないため、両方提案する場合、両方記載ください。

## 中小企業・SDGsビジネス支援事業 2019年度第二回公示分Q & A

### 募集要項説明会（10月3日、4日）での質疑応答分

No.	分類	該当資料	質問	回答
127	既存ODA事業との具体的な連携可能性または新規ODA案件の計画	別添様式 様式2企画書2(2)既存ODA事業との具体的な連携可能性または新規ODA案件の計画	案件化調査（中小企業支援型）の企画書で『(2)ODA 事業の具体的な計画/連携可能性』の章にある【上記 ODA 案件の実施により想定される開発効果】とは、普及・実証・ビジネス化事業の実施による開発効果か？それとも普及・実証・ビジネス化事業実施後のビジネスによる開発効果か？見出しを読むと、JICA事業中の開発効果と理解できそうですが、JICA事業後のビジネスで開発効果を含め記載可能か？	ODA事業として普及・実証・ビジネス化事業を想定している場合、普及・実証・ビジネス化事業の実施による開発効果について記載ください。
別添様式 様式3 見積金額内訳書・見積金額内明細書				
128	見積根拠資料について	別添様式 様式3見積金額内訳書・見積金額内明細書 見積様式入力方法 記載例、見積根拠資料について	現地調査の補助（資源調査・資源収集など）を現地法人・機関に委託する場合は、応募に当たって予め見積りの準備が必要か。	応募時には見積金額内訳の提示を要するところ、当該「現地調査の補助」にかかる経費は、応募以前に何らかの形で調査確認されるものと想定します。その経費調査の結果資料（「見積根拠資料」）は、応募時には提出不要ですが、採択後には提出いただき、契約交渉において内容を確認します。
別添様式 様式4 コンプライアンス（法令遵守）・経理処理体制				
129	コンプライアンス（法令遵守）・経理処理体制	別添様式 様式4コンプライアンス（法令遵守）・経理処理体制	企画競争説明書p.20の提出書類一覧のうち、様式4 コンプライアンス・経理処理体制 について備考欄には「共同企業体を構成する場合は、すべての構成員について提出が必要」とある一方、様式4のフォーマット末尾には、「共同企業体を結成する場合、本様式は共同企業体代表者について記載ください」とある。いずれが正しいのか。	記載に齟齬があり大変申し訳ありません。 様式4「コンプライアンス（法令遵守）・経理処理体制」は、共同企業体の全ての構成員についてご提出ください。ただし、様式4の「4. 今回提案のJICA調査・事業に係る社内の精算体制の図示」は、代表法人のみご記載ください。 様式4のフォーマットに朱書きで「※共同企業体の場合は、代表法人のみ本項目に記載ください。」との注書きを追記して掲載しておりますので、そちらをダウンロードの上ご提出ください。
その他				
130	BOPビジネス連携促進・SDGsビジネス調査の位置付け	なし	以前の協力準備調査（BOPビジネス連携促進・SDGsビジネス調査）は、現在ほどの位置づけですか。	普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）が該当します。 なお、普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）は、「途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査」（旧・BOPビジネス調査）と「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」の2つの制度を統合した位置づけとなります。
131	応募する制度の選択	なし	「案件化調査→普及・実証・ビジネス化事業」と進む既往案件は多くあるようですが、「基礎調査→案件化調査」に進むことは可能でしょうか。	可能です。ご応募を検討するビジネスの検討段階に適した制度を選択の上、応募ください。なお、案件化調査前の基礎調査実施、あるいは、普及・実証・ビジネス化事業前の案件化調査実施は前提条件とはなりません。
132	個別相談	なし	応募前のJICA での個別相談を希望の場合はどのようにすればいいでしょうか。	今回公示に応募を予定するご提案については公示日（10月1日）以降の個別相談には応じられません。
133	個別相談	なし	次回以降の公示へ応募を予定している場合、個別相談には応じていただけるでしょうか？	本公示（2019年度第二回）にご応募されない場合は、個別相談に対応していません。 お問い合わせ窓口までご連絡ください。 <a href="https://www.jica.go.jp/priv_partner/inquiry.html">https://www.jica.go.jp/priv_partner/inquiry.html</a>
134	設備の輸入者	なし	設備の輸入者は誰になるか。輸入者は現地法人で、かつ輸入ライセンスを所持しておく必要があると言われるが、その場合、対象国のJICA在外事務所に輸入者になってもらえるか。	設備の現地輸入は、原則的に諸手続きを含めて受注者の業務であり、JICAが輸入者となることはありません。 輸入ライセンスを有する輸送業者の活用等、対象国事情を確認のうえ適切な方法を選択ください。
135	採択案件リスト	なし	中小企業・SDGsビジネス支援事業の5つの支援事業それぞれについて、例年の応募数と採択数を教えてほしい。	応募数は非公開です。採択数は過去の公示回に掲載されている採択案件リスト（選定結果）をご確認ください。